

小さな掛金、
大きな保障で
あなたの暮らしを
守ります

共済だより

2022.8.17
No.30
〈発行〉
大阪年金者組合
共済部

1家に1人加入すれば家族全員が引き起こした事故を補償します

個人賠償責任共済 最高保障額1億円

安心の「示談交渉」つき

23年度 満期更改と新規加入募集中

年間2千円の掛金で家族が安心 他人に借りた物やレンタル品も対象に

2022年度の「個人賠償責任共済」の募集が9月1日から始まります（締め切りは10月20日まで）。

この共済は、加入者が偶発的な事故で他人にケガを負わせたり、他人の持ち物を壊したりした場合に、その賠償金が1億円を限度に支払われるものです。治療費はもちろん、ケガをした方への休業補償や慰謝料も支払われます。示談交渉付きなので安心です。

- ★募集は、9月1日～10月20日（木）午後3時、府本部必着。
- ★かならず支部を通し、掛金を添えて申し込みをしてください。

「受託品」（他人から借りた物やレンタル品）も新たに対象

ただし、「受託品」の内、携帯電話、ノートパソコン、100万円を超える物品など、補償対象にならない物もあります。

交通事故傷害共済金
最高10万円

共済契約者の交通事故による死亡・後遺障害のみ10万円が支給されます。



給付状況 2021.1～22.6

- 赤信号で交差点を横断中、車と接触 294,000円
- 自転車同士接触 43,780円
- 自転車走行中、電動自転車と接触し相手のカギを破損 898円
- 洗面所の水があふれ、階下の天井等に被害 194,000円
- 食器棚を2階から降ろそうとして下の人の足に落下。アキレス腱を切った 278,580円
- 自転車で交差点へ。車と衝突 155,486円
- 停めた自転車が倒れ止まっていた車にキズ 118,811円

自転車事故にも対応します

自転車に乗る人は損害賠償保険への加入が大阪府条例で義務づけられています

損害賠償していただき助かりました

●便座のウォッシュレットから水漏れがあり、階下の天井を汚損してしまいました。修理費用に2万1450円が支払われました。

●自転車同士で出合頭に衝突。相手の自転車の修理費と治療費などで4万2205円が支払われました。

共済金が支払われないとき

仕事上の賠償責任、同居する親族に対する賠償責任、天災によって生じた事故、スポーツにおける当事者間の事故、故意によって生じた事故

事故が起きたら…

所属支部の役員さんに連絡して、「事故報告書」に必要事項を記入し、府本部に提出してください。「事故報告書」は、「個人賠償責任共済」の証書についています。

2023年1月実施予定 主な制度改定点

火災共済



1. 地震等共済金

★掛金を上げずに制度化します

- ① 地震等により、組合員や組合員の親族が居住する住宅に50万円を超える損害があった場合、損害程度や損害額に応じ1口あたり、250円～7,500円を加入口数に応じて給付します（400口限度）。
- ② 上記に該当しない場合、家財に50万円を超える損害があった場合、家財の口数に応じて1口当たり450円を給付します（150口限度）。
- ③ 付属建物は、一部焼懐として扱います。
- ④ 空家・貸家は地震等共済金の対象外です。
- ⑤ 2023年1月以降の地震等が適用されます。

2. 空家・貸家の取り扱い

★特例（転勤等）を除き加入できなくなります。

- ① 空家は、管理が十分にできていないことが多く、正確な査定が行えないこともあるため、特例を除き、空家になった後の1年間に限り更新できるとします。2023年1月以降の継続時から、申込書で契約者にご案内します。
- ② 現在の貸家契約は、アパート経営など「業」としての物件が多く、組合員の財産を守るという本来の趣旨と異なっているため、特例を除き貸家契約はなくします。

制度移行期間として、2023年1月以降の1年間は継続できるとします。契約者の方には、継続時に、翌年の継続はできない旨をご案内します。

※組合員や親族の居住物件を、転勤のため空家や貸家にする場合は、申立書を提出することで、引き続き加入ができます。

給付についてのQ&A

失火が原因の火事の扱いは？

Q. 組合員本人や家族の失火が原因で火災が起きた場合、給付対象になりますか？

A. 給付対象になります。ただし、組合員本人や家族の放火や重大過失が原因の場合は給付対象になりません。なお、借家人賠償責任共済に限っては、重大過失は面積の対象から除いています。

落雷の被害にあったときは？

Q. 落雷でテレビ・電話・パソコンなどが故障し修理をしました。家財に加入していますが、給付対象になりますか？

A. 家財に加入していれば、「火災等共済金」の給付対象になります。

空き巣の被害にあったときは？

Q. 空き巣の被害にあい、窓ガラスの破損・畳の汚損など10万円の被害がありました。給付対象になりますか？

A. 盗難そのものに対する補償はありませんが、住宅に加入していて、建物の損害（この場合、窓ガラスの破損、畳の汚損）額が5万円以上であれば「火災等共済金」の給付対象になります。

台風で屋根瓦が飛ばされたら？

Q. 台風のため、自宅の屋根瓦が飛び、修理に11万円かかりました。給付対象になりますか？

A. 損害が5万円を超えたとき、「風水害等共済金」の給付対象となります。

水道管が破裂したら？

Q. 水道管が凍結破裂して、壁や床に損害が生じました。給付対象になりますか？

A. 水道管のみの損害の場合は給付対象となりませんが、破裂に伴い壁や床に損害が生じた場合は、住宅に加入していれば水道管の損害も含めて損害部分が「火災等共済金」の給付対象になります。

なお、水漏れの原因が水道管の腐食や錆・自然の消耗（経年劣化、老朽化）・虫害又は欠陥の場合は、給付対象になりません。